

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案について

事案の概要

・ 事案の経緯

昭和62年に中間処理の許可を受けた事業者が平成2年頃から平成16年3月に岐阜県警が強制捜査を行うまでの間、産業廃棄物処理基準に違反し、許可の範囲外の産業廃棄物を受け入れ不法に投棄するとともに、覆土による隠蔽などを繰り返し行った。

・ 支障等

①混合物主体層での燃焼による崩落や亀裂等によって高濃度のダイオキシン類を含む燃焼ガスが大気中へ噴出及び飛散するおそれ ②混合物主体層の燃焼区域への雨水等の浸透による高濃度のダイオキシン類を含む浸出汚濁水が周辺環境に流出するおそれ ③法面崩落のおそれ



事案発覚直後の様子

<現場概要>

投 棄 量：約75万m³
埋 立 面 積：約 9万m²

対策工の概要

事業主体：岐阜市

① 消火対策

注水消火と散水消火を組み合わせを行い、温度管理、ガスの発生等の管理を行いながら掘削を実施する。



注水消火作業状況

② 水処理対策

水処理施設を設置し、ダイオキシン類が付着した懸濁物質を除去する。なお、処理後の水は、消火利用水として循環利用する。



浸出汚濁水処理施設

③ 廃棄物処理対策

ダイオキシン類の汚染の有無の調査を行いながら、掘削、選別、搬出、処分を行う。



掘削作業状況

行政対応・責任追及

・ 行政対応

本事案に係る検証では、①担当部局職員における危機意識の欠如、知見不足②体制不備③市の組織全体における産業廃棄物行政の軽視等が挙げられる。これに対して、市として①担当部局職員の危機意識の徹底、知見向上②担当部局の体制強化③組織全体としての産業廃棄物行政に対する危機意識の徹底等の対策、再発防止策を行った。

・ 責任追及

原因者、一部の排出事業者に対しては措置命令を発出している。また排出事業者への撤去要請も行い成果を上げており、引き続き原因者や排出事業者に対して費用の求償を実施する。

スケジュール・費用

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
①消火対策			➡								
②水処理対策											
③廃棄物処理対策											

**平成24年度
事業完了**

平成20年度～平成24年度 約65億円